

令和元年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和元年12月11日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和元年12月11日（水）

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	吉永 卓史	企画振興課長補佐	藤川 薫

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	池田 豪
--------	------

【議事の経過】

令和元年 12 月 11 日（水）

[9 : 00 開会]

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、令和元年第 4 回芸西村議会定例会第 2 日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第 1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。8 番、池田廣君。

○ 池田 廣 議員

おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。南海トラフ地震発生時におけますですね、緊急輸送道、そしてまた村民の避難路などで、その妨げとなる恐れがありますブロック塀などの撤去状況についてお伺いをいたしたいと思います。これにつきましてはですね、村の補助金交付要綱におきまして、地震発生時の倒壊によります被害の軽減と、そしてまた避難路の寸断を防ぐことを目的とするというふうにあります。つまりは、村民の生命と身体の安全を守ることだと思えます。避難するに当たりまして、危険なブロック塀などの倒壊によりまして、避難路をふさがれたり、またその下敷きになって死亡するなどの事例も発生しておりまして、その危険性が指摘をされておるところでもあります。また、ブロック塀を撤去すれば、それに要した経費、またその後へのフェンスの設置経費も満額でないにしろ、村の補助の対象になっていると思えます。そこで、芸西村の場合、避難路沿いで危険なブロック塀の撤去がなされた箇所数を示していただきたいと思えます。また、これまでの事例で撤去等に要した平均的な費用の額と補助金の範囲内で済んだ件数、そしてまた、自己負担が生じた件数。生じたとすれば、その場合の金額も分かっている範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思えます。なお、この撤去につきましては、本年度予算を見ますと、対前年度 50%増の 457 万 5000 円が計上されておりまして、執行部の積極的な姿勢というものも感じておるところでもあります。しかしながら、県下 34 市町村でも撤去等が進んでおるとは言い難い状況にあるとも言われております。その要因としては、やはり自己負担にあるのではないかと思われまます。平均すると約 20 万円の負担が生じているとの話も聞いております。若い人たちもそうと思えますが、特に年金暮らしの高齢者の方々に多額の自己負担というのは、とても納得のいく話ではないように思われます。そこで、田野町はやっておるようですが、芸西村でも村独自の補助で、自己負担をゼロにするというのはいかがでしょうか。撤去するスピードも上がってくるように思います。村民の生命を守るという観点からも十分に私は説得力があると思えますし、村民の理解も得られるものと思えますが、村長の見解をお伺いしておきたいと思えます。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

おはようございます。私のほうからは、池田議員のご質問に、これまでの実績などについてお答えをいたします。避難路に面するブロック塀の除却は、平成 25 年度から補助を行っております。これまでの実績としまして 25 年度は 1 件、26 年度 0 件、27 年度は 2 件、28 年度 3 件、29 年度 9 件、30 年度は 11 件、本年度は 11 月末時点で 9 件とこれまでの合計は 35 件となっております。

補助制度を創設した当時は実施件数が伸び悩んでおりましたが、昨年 6 月の大阪府北部地震により、小学

生児童が学校のブロック塀倒壊で命を落とされた痛ましい事故があったからは相談件数が増加しております。

当村の補助金額としまして、25・26年度は上限20万円、27・28年度は20万5000円、29年度から現在までは30万5千円となっております。補助限度額を超えた部分については自己負担となっております。

県内34市町村のブロック塀撤去費用の補助金額を調べてみますと、上限40万円としているのは、8市町村、続いて芸西村の30万5000円、30万円が1町、20万5000円が19市町村、20万円が2町村、補助金なしが3町村という状況になっております。平均的な費用ということですが、それぞれ撤去する場所、例えば車両が横付けできるのか、機械で行うのか人力で行うかなどでも違いがあり、撤去する延長、高低、フェンスの新設の有無などで金額は違ってまいりますので、平均費用として算出するには、参考になるかどうか分かりませんが、1メートル単価で言いますと3375円から7万9500円と大きく幅がございます。

また、先ほど答弁しましたように補助金額にも違いはあります。そして、補助金額内で収まった件数は、全35件中の内19件、自己負担が必要となったケースは16件であり、自己負担額は、これも2800円から48万5158円とこちらもさまざまでございます。ちなみに、これらの金額については、対象とならない面、また撤去後のフェンス新設費用も含まれた金額でありますので、その部分については当然自己負担となっていることは、ご理解をお願いします。

池田議員のご質問にありました田野町のケースは、今年3月13日の高知新聞にも掲載されており、問い合わせをしてみましたら、ブロック塀対策推進事業の中に2つのパターンがあるようでございます。まず一つ目は、当村と同じく緊急輸送道路または避難路に面している危険性の高い場合の撤去費用は上限40万円、もう一つは、田野町が指定している避難用道路計画に基づく避難ルート沿いに存在する危険性の高い場合のケースに限り、メートル当たりが8万円以内であれば全額補助しているようであります。これは県内でも田野町のみであります。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
8番、池田廣君。

○ 池田 廣 議員

この中でですね、今の35という件数ですね。これは、他の市町村と比べて、近年なってから撤去件数が上がってきているというお答えでしたけど、これ他の町村と比べて進捗状況というか、それはどのあたりなのか、それと、改めてさっき言いました補助金の額ですね。これは、芸西の分は、いわゆるさっきの答えにありましたけど、34町村の中で上位なのか、中位なのか、下位なのか。改めてもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○ 竹内 英樹 議長
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

伸び率については、実際の数字は押さえておりませんが、県内でも、昨年のその大阪北部地震があったということで伸びているということだけは確認しております。順位につきましては、芸西村は9番目に当たります。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。池田議員からは、震災発生時に関連したブロック塀の撤去費用についてのご質問をいただきました。担当課長からは、これまでの実績数、実施費用等について答弁をさせていただきましたけれども、県下市町村の補助限度額の比較で見れば、当村は9番目に当たります。平均的な水準よりは高い補助金額の設定となっております。これらの事業は、皆さまの大切な命を守るためにも、大変重要な事業でありますこと、そして、実施する当該住民の方にとっては自己負担の大きさが懸念材料となっていること等

につきましては、池田議員と共通の認識を持っているところでございます。また、耐震事業関係は、ブロック塀撤去の他にも住居の耐震設計、そして耐震改修、住宅の除去などと細分化されておりまして、担当課長の答弁のとおり限度額の違いはありますものの、補助限度額というものがそれぞれの市町村で定められているのが現状でございます。先ほどの田野町の例をとりましても、特別な場合でありましても、メートル当たり8万円を超えてしまえば、自己負担が発生するわけでありまして、現場の状況によって、撤去費用の単価にとっても相当のバラツキがありますことから、現実的には全く上限なしの補助制度で、自己負担なしで運用している事例はないというような認識をしてございます。ただし、今回議員からは、ブロック塀撤去費用の自己負担分について特に高齢者は厳しいとのご意見をいただいたわけでありまして、方向性としましては、負担が和らげれば、当然事業が進むのであろうと、そして事業が進めば、ひいては村民の命を守ることにつながるといふうなことにつきましては、十分理解ができるというところでございます。

今後、補助限度額の設定水準をどのように考えていくかにつきましては、少しでも負担を和らげる方法について、引き続き研究していく必要性はありますので、国・県の指針や補助制度の動向、あるいは他県の取り組み事例などを情報収集しながら、前向きに検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。4番、仙頭です。通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。当村の人口は、社会増だと聞いています。社会増となっている要因はなんだとお考えでしょうか。また、村外からの転入の入居者数は増えているのかを、その内訳をお聞きします。しかし、社会増に反して来村者数は減っているようですが、当村に来てくれる機会があれば、当村の魅力を直に感じてもらえ、移住のきっかけになるのではないかと思います。来村者数の向上の施策が当村にとって大切なことだと考えますが、来村者数減少の原因は何であるか、またどのような施策を行っているかお聞きします。

○ 竹内 英樹 議長
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。仙頭議員の質問に担当課よりお答えをいたします。「芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる「新しい人の流れをつくる」一つ目の数値目標「社会増減」の項目では、平成27年が1人、平成28年が33名、平成29年がマイナス9名、平成30年が36名と、「5年間の社会増をプラスにする」という目標をこれまでのところ達成しております。転入者の内訳は、外国人と村外からであり、外国からの転入者のほとんどは、農業技能実習生として来村しております。村外からの転入者増加の主な要因は、西分猫谷地区へのインフラ整備により宅地造成が進んだこと、新規就農を目的とした方や、村の掲げる子育てや福祉施策の充実に合わせて移住施策を進めたことにより、芸西村の住みよさを実感され、転入を決めた方が増加したことと分析しております。

一方、2つ目の数値目標「交流人口の増加」の実績につきましては、平成27年が38万5000人、平成28年が36万4000人、平成29年が35万1000人、平成30年が33万7000人と議員の言われるように減少傾向にあります。これは、村内主要観光施設である黒潮カントリークラブ、憩ヶ丘運動公園、かっぱ市、ロイヤルホテル土佐、海水健康プールの5施設の利用人数で統計を取っており、平成28年度以降の減少の大きな要因は、平成28年3月に海水健康プールが閉館したことにより、カウント施設が減少した影響と、各施設の利用者が年々減少傾向にあるものです。

統計数値に表れていないものの、竹灯りの宵をはじめとする村のイベントに毎年多くの方々に来村していただいております。また、中学生の農山漁村生活体験、民泊の受け入れや、芸西村村あるき事業、文化資料館・筒井美術館での企画展、天文学習館等の施設にも多くの方々に来村していただいております。交流人口の拡大に寄与しているものと考えられます。

○ 竹内 英樹 議長
4 番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問を行います。私も海水プールの閉館というのは、大きな一因だと思います。大きな赤字を出してはいましたが、村の広告塔の役割は果たしていたのではないかと思います。5万人ほどの減少があると思いますが、このプールに変わる村の広告塔となるものが必要なのではないかというふうに思います。以前にも、一般質問で質問させていただきましたが、当村に公園のようなものをつくってはどうかと思います。公園を目当てに村内外から人が集まってくる。そして、桜まつりや納涼祭、観月、竹灯りとといった村のイベントに多く人は来ますが、そのイベントだけで来村してもらうのではなく、イベントが始まるまで公園で時間を過ごしてもらって、それからイベントへ来てもらうといったふうに、村内に点ではなく線ができ、イベントもより多くの人に来てくれるようになるのではないのでしょうか。

現在、高規格道路の終わりに、当村の西インターがあり、南国安芸道路が開通しても、当村にインターは東と西に2つあり、恵まれた環境にあります。この恵まれた環境を生かし、他市町村との差別化を図れる取り組みをしていくべきだというふうに私は思います。

来村者向上が当村にとって、良い結果につながっていくのは間違いないことだと思います。私は、公園と言いましたが、村の広告塔になり得るものであれば、何でもいいというふうに思います。ただ、今の現状のままでは、駄目だというふうに感じます。「芸西村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示されたような当村の将来にしていくには具体的な取り組みが必要だと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、来村者の向上についてご質問をいただきました。まず、海水健康プールに代わる観光施設、公園というふうな議員のご指摘でございますけれども、村唯一の景勝地であります琴ヶ浜は、海浜地は国有地、そして松林は防潮防備保安林の指定があることや、手結住吉県立公園に指定されていること。また、過去の台風による野外劇場の高潮の被害や、今後発生が予測される南海トラフ大地震による津波の影響を考慮しますと、この地域での施設整備及び開発行為というものは大変難しいというふうに判断をしております。この点につきましては、前村長も以前の議会で同様の答弁を行ってきたところございまして、現時点では、現状での自然景観を生かした観光客誘致策を引き続き進めるということとしたいというふうに考えております。

議員ご承知のとおり、本村の平野部につきましては、圃場整備された優良農地が多くを占めてございますので、その点からすれば必ずしも利用可能な土地に恵まれている状況にあるとは言えませんので、新たな施設や観光拠点を整備して観光客を招致するというようなことは、なかなか困難な状況であります。一方で、観光施設の整備につきましては、本年5月に株式会社ON IWAがオープンし、これは好評を得ておりまして、多くの交流人口の獲得につながっておりますように、一定民間事業者のお力を利用させていただくことも並行して考えていかねばならないというふうに考えております。

さらに、今年はマスコミにも取り上げていただきましたが、ブラジル発祥のスポーツに取り組む、黒潮フレスコボールクラブが琴ヶ浜をホームビーチに発足をいたしまして、10月には当地で初の四国大会が開催されました。これを、交流の機会の新たな好機と捉えまして、芸西村B級グルメ決定フードバトルなども同時開催をいたしまして、多くの来場者に雄大な太平洋と18種の地元の幸を提供することができております。これも一つの民間活力でございまして、この活動なども継続して支援をすることで、村の魅力をさらに多くの人に伝えることができる可能性や選択肢も増えてまいるのでないかというふうに考えております。それから、将来を見据えて他の市町村との差別化をどうしていくのかというふうな再質問をいただきました。これまで答弁させていただきましたように、新規で大規模な観光施設というものは、現実的には考えにくいと思いますので、現存する施設の活用と福祉や教育面などでの各施策を融合させて、空港や高知市にも近い地

の利を生かした情報発信に努めていかねばならないというふうに考えております。例えば、2大ゴルフツアー・トーナメント大会が開催されているKochi黒潮カントリークラブと土佐カントリークラブの2つのゴルフ場や、海外・県外からの宿泊客も大変多い施設でありますロイヤルホテル土佐を交流拠点と考えました将来的な仕組みづくりにつきまして、それぞれの施策、関係先と情報交換、意見交換もしていければというように考えておるところでございます。

また、現在建設中の和食ダムですが、同ダムは、国内では沖縄を除いて海が望める非常に珍しいダムということですので、まだ案の状態でございますが、これを一つの観光資源として捉え、観光スポットとして情報発信することもできるのではないかと考えておりまして、ハード、ソフト両面での可能性につきましても、関係者と協議検討はしてみたいと考えております。

また、高知県の地域観光課から時折話をいただきますけれども、例えば憩ヶ丘公園や村の家等の村の所有施設を積極的に活用する案といたしまして、民間企業から提案されたさまざまなビジネスプランとのマッチングを行う作業も時々やっております。これは、県が間に入って調整をしていただくわけですが、相手のあることですので、何をどうするという具体的な話では現在ではまだない段階ではございますが、今後におきましても、関係機関と連携や情報共有も深めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再々質問、ちょっと質問になるか分かりませんが、ダムのことは僕も言わしていただくかというふうには思っていました。国道から10分ほどで行けるダム、すごく魅力的なスポットになるのではないかと考えていましたし、当然村だけの予算でそういうことをするというのは無理だと思いますので、補助金等々の問題もあると思いますので、そういった面と合わせて、話があればいい話にしていただきたいと思います。

今、集活の所を改装していますが、元々はかっぱ市の横の土地を購入して、そこに製造工場を建てるというような話もありました。僕は、今やっていることは、はっきり言ったら元々の計画からしたらずれたところに予算を使っている無駄な感じのように感じるがです。予算補助があるからといって、いろいろされるのではなく、大きな目標を決めて、見える柱に沿った施策を行っていただきたいと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、再々質問と言いますか、ご提案をいただいたわけですがけれども、適宜、適切にその安芸の地域本部、そして県の観光部局などと情報共有は進めていきたいと思っております。いろんな形で時代は変わっていきますし、過去の計画も確実に成し遂げていかねばならない部分もありますけれども、先ほど議員からご指摘もありました補助メニューの問題、そうしたものもなかなか村の単独ではできない、実現できない問題もありますから、そのようなことが一番かみ合うような形で、一番最適な形というのはどうなのかというものを常に求め続けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長
1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。1番岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問します。今年の台風15、19号による大規模な浸水被害や、近年全国各地で多発するゲリラ豪雨による記録的短時間大雨警報が幾度となく発令されております。

当村でも一昨年の7月豪雨では、和食川が氾濫ぎりぎりの状況で、一部の低いハウス地帯では浸水被害も出ました。幸いにも、ほとんどの浸水したハウスには時期的なこともあり、作物がなかったので被害は最小

限で済んだと思います。

当村では、和食川河口水門の抜本的な改修問題、和食ダムの工期延長と、一旦大雨が降ると村民、特に施設園芸農家は、常に和食川の水位が気になります。そのために、和食川の増水時には度々水位を気になるの
で見に行くことになり、大変なリスクが伴うことが懸念されます。また、日頃大雨洪水警報が発令されたら
招集される役場職員や消防団員が水位の確認に行くのにもリスクが伴われると思います。

現在、高知県内の幾つかの自治体のホームページでは、河川や海岸の様子を監視カメラで配信して一般公
開をしています。また、国土交通省や高知県庁のホームページでは、防災情報として和食川の水量や水位の
情報を配信はしていますが、水量は数字で見分かりますが、水位は視覚的に分かりにくいと思われま

そこで、当村にも他自治体のように河川の水位が視覚的に分かりやすい河川監視カメラを、役場前と和食
川河口付近に設置して、画像をホームページで一般公開できれば、和食川の水位が一目で確認できて村民に
も分かりやすいと思います。また、外出先からも急な大雨の時に和食川の水位が自分の目で直接見えるのも、
非常に便利だと思います。

以上のことから、和食川の河川監視カメラの設置及び一般公開についての村長の見解をお伺いします。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。岡村議員の一般質問にお答えしたいと思います。現在、和食川河口付近と役場前の
和食川橋、長谷川の長谷地蔵尊西の新大谷口橋には、危機管理型水位計が設置され、スマートフォン等があ
れば、どこからでも水位が確認できるようにはなっております。これは、2018年から国土交通省が設置を進
めており、芸西村では今年4月頃から運用が開始されました。

ただ、議員のご質問にもあります、誰もが閲覧可能な河川監視カメラについては、設置されていない状況
ではありますが、防災用カメラとして、かつば市と野外劇場イベント広場に設置しております。これは、2013
年に国土交通省の補助事業で設置しております。このカメラは、遠隔でカメラの向きが操作はできますが、
一度に閲覧できる人数には制限があり、現状ではホームページ等での閲覧は現実的ではないというふうと思
われます。

先頃、四国地方整備局から台風19号や近年の豪雨等を踏まえ、河川情報の充実を図ることを目的とした、
簡易型河川監視カメラの設置希望調査があり、和食川河口付近と長谷プール西の長谷川大谷口橋付近の2カ
所に設置を要望しているところです。予算状況や設置場所の条件等により必ずしも設置できるものではござ
いませんが、要望が採択されれば、令和2年度中に設置されるということです。

村といたしましては、県管理の河川でもありますので、まずは補助事業や県への監視カメラの設置につ
いて要望していきたいというふうを考えております。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村俊彰議員から河川監視カメラの設置につきましてご質問をいただきました。現在の事務事業の状況等
につきましては、先ほど担当課長のほうからご説明をさせていただきました。近年、台風や豪雨などで突然
河川が決壊しますなど、事前に予測できないような事態が全国で頻発しております。議員ご指摘のとおり、
一般的なニュースだけではなく、地元の河川や海岸線、そうしたものの状況をリアルタイムで知っておくこ
と、今の河川や水位がどうなっているかを確認することは、いざという時に避難行動を取る判断材料にもな
るといふ点では、大変重要なことだといふふうに認識しております。

また、夜間などにハウスの冠水や被害が心配で河川を確認しに行った際に、事故に遭いましたとか、災害
に巻き込まれるということも想定されますので、そういった面でのカメラの必要性は感じております。

いずれにしても、河川の管理者はまずは高知県でございますので、県土木事務所を通じまして、今後
のカメラ設置の要望を行っていきま

メニューが活用できますように情報収集を行いながら、適宜要望、申請等を行ってまいりたいと考えております。また、カメラの種類もたくさんあるようでございますし、それに応じて事業費にも相当な差が出てくると思いますので、即座にということは難しいかと思っておりますけれども、設置に向けた方向性は持ちながら検討を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

9番、松坂です。通告に従いまして、村長、教育長に一般質問を行います。最初に、医療のリハビリと介護のリハビリ、介護認定についてお尋ねをします。最近、介護認定を受け、医療のリハビリを受けている2人の方から「医療のリハビリを続けたいなら、介護認定を取り消してということを病院あるいはケアマネジャーから言われている。どういうことになっちゃうがやろう。」という話を聞きました。状態の回復のため、医療のリハビリはどうしても続けたい。しかし、そのために介護認定を取り消せば、入浴の介助など大変になる。家族にも大きな負担がかかってくることになる。この制度変更に、介護認定を受け、医療のリハビリを続けてきた人は、大変困惑をしています。この動きの基になっているのが、診療報酬医療点数表の解釈という厚さ10センチぐらいの本に書いてある次のことになっています。医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項の中のリハビリテーションに関する留意事項で次のように書いてあります。「要介護被保険者である患者に対して行うリハビリテーションは、医療保険における疾患別リハビリテーションを行った後、医療保険のリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない」としています。非常に言いまわしが複雑ですが、つまり要介護認定者が病気で医療のリハビリを例えば半年受け、その後介護のリハビリを受ければ、それ以降は医療のリハビリテーション料は支払われない。つまり、医療のリハビリは受けられない。介護のリハビリを使えということを行っています。そして、もし医療のリハビリを続けたいなら、介護認定を取り消したら続けてできるということになっているようです。ケアマネジャーなどからもそう言われているようです。介護認定を取り消せば、日常生活を支えるいろんなサービスを失うことになります。医療のリハビリと介護のリハビリは、内容的にはかなり違うところもあるようで、医療のリハビリの継続を望む人は、何らかの改善を実感しているから、継続を希望しています。相対的に、若い人が医療のリハビリの継続を望んでいるのではないかと思います。問題は、医療のリハビリと介護のリハビリがだぶらないようにしたらいだけの話であり、他の介護サービス等が受けられなくなる介護認定を絡めたやり方は間違っていると私は思います。村長は、今回の診療報酬の改定をどう受け止めるのか、合理的根拠があるか考えるのかお尋ねをします。

また、医療のリハビリを続けるために、介護認定を仕方なく取り消す人が出ていると思います。当村において、何人の人が介護認定を取り消したのかお尋ねをします。医療のリハビリを続けるために、図らずも介護認定を取り消し、日常生活を支える介護サービスを辞めた人、家族の負担が増えている人に対し、障害の認定をすれば介護のサービスと同じようなものが使えるという話があります。そうすることで、介護の負担を軽減できる人もいるのではないかと思います。もし、いるとすれば、その人にこういう方法もありますよということ、私は知らせてほしい、知らせるべきだと思うんです。そういうことができるのかどうか、村長の見解をお尋ねをします。

介護の認定を絡めて、医療のリハビリから排除していく。医療のリハビリを続けるために、介護認定を取り消していくことが起こっています。こんな診療報酬の改定は間違っていると思います。厚労省にとってもある面、この事態は想定外のことが起こっているのではないかと私は思います。村民にとって起こっていることを厚労省に知らせ、制度の改正を求めてほしいと思いますがどうでしょうか。村長の見解をお尋ねします。

次に、保育所の建て替えの進捗状況とプレハブ保育の保育環境について教育長にお尋ねします。保育所の建て替えと、保育所と幼稚園の統合という話は、7、8年前からふわっとした感じですが、ずっとありました。この一般質問をするに当たって、建て替えについての執行部のまとまった方針的な文章をよう見つけられなかったため、3年前の竹内前村長の最後の議会答弁を基に質問をします。竹内前村長は、「大まかな方向性

として3年のスパンで意見を集約して建設という形に持っていきたい。今後は、計画審議会を立ち上げて、事業化に向けた詰めをしていきたい」としています。9月議会の質疑で教育長は、建て替えについて「プロジェクトチームを立ち上げている。10月に答申が出る」と言っていました。建て替えの今の進捗状況、完成目標年度、現時点で突き当たっている問題点等についてお尋ねをします。また、竹内前村長は幼保の統合について、「保護者の皆さま方との話し合いの段階には入っていない。それから保護者の皆さまへの周知も兼ねましてアンケート調査を行う予定となっています。それらの意見を踏まえまして、子育て等を総合的に協議する保護者、民生児童委員、社会福祉協議会、行政、教育関係者、学識経験者、議会も含めました組織をつくりまして、「子ども子育て会議」等で検討をしていきたい」としています。この会議というのは、開催されたのでしょうか。保護者、保育士、幼稚園教諭など関係者への周知、協議、意見集約などはどのようになっているのか現状をお尋ねします。

最後に、保護者が保育所の建て替えが気になるのは、プレハブでの保育がどうなのかという漠然とした不安があるからだと思います。保護者の声としては、例えば、「建て替えの全体像が分からないんですが、あのプレハブ保育は、一時的なものなのか」、「0歳という体温調節ができない子に対して温度管理は大丈夫なのか」、「建物に挟まれて日当たりは良好なのか」、「環境に左右されやすい子どもに対して、保育場所やクラスの変更などはどうなのか」、「地震対策として家具などの固定はできているのか」、「そもそも、建物自体の耐震性は大丈夫なのか」などなど幾つかの疑問や不安が出されています。今、プレハブ保育で実施している対策の状況、これからもし改善できることが、改善するようになっていることがあれば、保護者に対して答えてほしいと思います。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。松坂議員の質問にお答えします。まず、質問目の1番、「医療のリハビリを続けたいなら、介護認定を取り消して」と病院から言われている要介護認定者がいる、これは合理的な根拠があるのか、何人が認定を取り消したのかについてお答えします。本年4月から、要介護・要支援者に対する「医療保険の維持期・生活期の疾患別リハビリ料」の算定が認められなくなりました。対象者は要介護・要支援認定を受けて、通院している方で疾病別の標準的算定日数を超えてリハビリを受けている方です。この標準的算定日数は疾患により異なりまして、脳血管疾患等リハビリでは180日、運動器リハビリでは150日などになっており、この算定日数を超えて行われる医療保険のリハビリは、原則介護保険のリハビリに移行されることになりました。ただし、医師が医療保険のリハビリの継続が必要と判断した場合や「高次脳機能障害」などの場合には引き続き、医療保険のリハビリを受けることができるとされています。

要介護・要支援認定を受けている方の中には医療保険によるリハビリを望まれ、介護保険の認定更新を見送ったり、認定の取消申請を行う方も出てきています。本村で医療保険のリハビリを受けたいという理由で認定の取消申請をされた方が6名おります。

次に三つ目の障害の認定で失った「介護」サービスを復活できる人がいるのではないかというものにお答えします。介護保険制度と障害福祉制度の適用関係につきましては、厚生労働省のほうから、「障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受ける」とあります。そして、「一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か判断すること」と示されており、これらに基づきまして、それぞれの身体の状態や相談内容によりまして、介護・障害・保険等の各担当と対応を協議することとしています。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からは、医療、介護でのリハビリについて、この診療報酬の改定を村長はどう考えるのか、そし

て改善要望などは行うものなのかどうかというようなご指摘でございます。同制度につきましては、国の制度でございますので、あまり私のほうから制度の内容について長々と論じることは避けたい、控えたいと思いますけれども、改訂に至るまでには、数々の議論や公聴会、またはパブリックコメントの募集によって広く国民の意見を募集した結果を経ているというふうに向っているところであります。せっかくのご質問ですので、私のほうから、国での議論を簡単に申し上げますと、この制度は基本的に、急性期・回復期というものは医療保険が、そして維持期・生活期は主に介護保険が担うことになっております。しかしながら、維持期リハの外来患者の内20%から30%の方が、標準的な算定日数以後3年以上が経過をしている実態があって、医療保険によるリハが大変長期化をしているということから、国において医学的見地を中心に体の状況に応じたそれぞれの保険でのリハビリ適応となるように検討が行われてきたものでございます。国におきましては、従来から維持期リハの介護保険への移行については、医療介護の役割分担等の観点から必要だというふうと考えられてきたところでございまして、平成24年、26年の改定時にも、さまざまなデータに基づいて議論をされながら現在に至ったわけでありまして、その中で医師による機能予後の見直しなどの判断の上で、医療保険でのリハビリを続けて適用できる取り扱いも制度上用意されているというふうにご認識をしております。いずれにしましても、村としましては、制度の運用に際しまして、さまざまな要件や制限、具体的な取り扱いが国から示されておりますので、現在国の定める制度にのっとった運用に努めているところではございますけれども、まずは個々戸別のケースで詳しいご事情をお聞きすべき場合は、ぜひ担当課のほうにもご相談もいただきたいというふうにご考えております。それから、制度の運用に際しましては、村としましてもご意見、ご要望はそれぞれ出てくると思っておりますので、そうしたものをしっかりと把握していかなければならないというふうにご考えております。また、村だけで起こった事象だけではなく、他の自治体ではどうなのか、そして県としての考え方はどうなのか、なども整理しながら今後も関係機関と十分に情報を共有してまいりたいと考えております。そして、情報共有する中で、運用する自治体に共通した要望項目等があれば、受益と負担を考慮した可能な限り利用しやすい制度の運用につきまして、地方からも国に対して声を上げてまいりたいというふうにご考えております。

続きまして、保育所のほうの建て替えについてのご質問をいただいております。竹内前村長の当時の答弁では、「認定こども園の計画については、進めていきたい」というふうにご答弁しておりますので、私の方も基本的には方向性を引き続き、事業を進めてまいりたいというふうにご考えております。また当時、その場所や財政面での課題などにも触れておりました、「まだ教育委員会や管理職とも話したこともなく、自分の頭の中にある考えであり、案の状態であること、そして、将来的には考えをまとめていく組織などをつくって取り組む必要がある」と答弁もされておったというふうにご自身も記憶をしております。その後、私が就任をいたしましたからは、全国的にも同じように人口の減少局面がやっております、過疎化がどんどん進んでまいりました。そしてまた、どこの自治体におきましても相前後して教育施設の建て替え時期を迎えていることなどもありまして、幼保だけではなく、あるいは小中の統合といった動きが活発化してまいりました。そこで、認定こども園も含めて、それぞれ老朽化し建て替える時期が迫りつつある村内の各教育施設について、それぞれで建て替えるのがいいのか、あるいは一定整理統合が行えるものかどうか、そうしたものも含めまして、また用地や事業規模、財源の問題等について検討を行っていくべきだというふうにご考えましたので、私のほうからプロジェクトチームにまずはその辺の検討を諮問をさせていただきます。プロジェクトチームは、役場各課の中堅職員9名によりまして、さまざま角度から候補地等の検討整備を行っているところであります、今後候補地等の答申を受けまして、まずは庁内で、その後保護者、地域の方、議員、教育委員会など関係機関と協議をした上で事業の方向性が定まっていくというふうにご考えてございます。

また、当然、現時点では詳細な積算資料があるわけではございませんので、極めて大づかみな表現となってしまいますけれども、統合・整備となりますと最近の他自治体の事例を参考にすれば、全体で50億前後の事業規模にはなると思っておりますし、それぞれで建て替えた場合でも、統合によりまして共用部分がなくなりますので、結果的にはそれ以上の事業費になるというふうにご想定をされるわけでございます。

一度建築いたしましたら、50年近くは移転できませんので、慎重にそして十分に議論を、協議をした上での整備ということになりますので、具体的な完成目標年度につきましては、できるだけ早い建築を望んでおりますけれども、この場で何年度に完成させますということの答えは控えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長長。

○ 池田 美延 教育長

私のほうから、保育の建て替えにつきましての2点目の認定こども園をつくることについての協議などの状況につきましてお答えいたします。現在、候補地なども決まっていない段階でございますので、保護者全体との話し合いでありますとか、説明会は開いておりませんが、保幼小などのPTA役員や保育所職員なども参画しております、「こども子育て会議」内の場では、認定こども園への移行についての方向性の話はしております。

3点目のプレハブ保育についての保育環境はどうかということですが、現在使用しておりますプレハブ園舎は、一般的な仮設住宅よりも断熱性が優れた園舎となっております。具体的には、屋根は折版ぶきで天井部分にも断熱材を使用しまして、壁は断熱材の使用だけでなくクロス仕上げとなっております。床はカーペット使用としまして、その上にジョイントマットを敷いております。当然、冷暖房も完備しております。日当たりにつきましては、四方に窓が付いておりまして、大変明るく、時間帯にもよりますが直接日光も入ってきます。耐震のほうは、仕切りにもなっておりますロッカーも、ボルトで固定しておりまして、地震が来ても倒れないように耐震対策は取っております。また、保育士のほうに聞きますと、0歳児、良く寝る0歳児のためには、午前睡、午睡の時も、少し離れているため静かに眠れる環境にあると聞いております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

松坂です。簡単に、再度質問を行います。まず、医療と介護のリハビリの問題ですが、村長は、厚労省は役割区分、医療と介護の役割区分をしたいという方向だということで、ある面、容認をしているような答弁でしたけれども、もちろんそれがそうだとしたとしても、ただそのリハビリを受けている人は、なぜそういうことになっているのかということも理解できてないし、医療のリハビリを受けられなくなることも納得はしていないと私は思います。ですから、介護のリハビリが受けられないというすごいリスクを冒しても医療のリハビリを続けるようになっていっている。そういう私としては大変な状況になっていると、その人にとっては思っているんです。ですから、そういう実態になっているということ、1問目でも言いましたけれども、厚労省の文章を見ると、医療の介護をパッと何か月かやったら、次は介護のリハビリにパッと移行しますよみたいな書き方になっているんですけど、現実には患者の立場とすればそうではないと。やっぱりもっと回復するかもしれないとかいうのもあるし、そして、介護のリハビリというのは、やっぱりデイサービスとかみたいな所に行って短時間やるとか、そういうイメージで受け止められているので、ある面そういう部分の説明不足もかなりあるのではないかと思います。ですから、村長も単純に国がこう書いちゃうき、正しいろうという思いもあるかもしれないけど、ある面、想定外の事態かもしれないので、ぜひ答弁でも、他市町村の状況とかも調べるとか言ってくれましたが、そういう現状をつかんで、芸西はこんなことが起こっちゃうということをやっぱり県なり厚労省なりにぜひとも知らせて、厚労省が言うような単純な現場ではないということぜひ国に知らせてほしいと、そして改善を求めてほしいと思います。ぜひお願いします。

それと、医療から介護へのリハビリの移行について、その点数表に書いてあることの解釈ということについて、医療のリハビリを受けていて介護に移ったらリハビリ料は算定しないと書いてあるんですけど、今、医療のリハビリを受けられないと言われて取り消している人は、1回も介護の認定は受けてないです。だから、そこら辺の、受けてない人まで対象になって、介護の認定を取り消したらというふうなことが言われているということには、ちょっとどうなのかという思いもありますので、そのこと分かれれば答弁してほしいと思います。

それと、保育のことについては、答弁してくれたんかな、中学校とか小学校は、幼稚園より早く耐用年数が来るということは、自明のことですけれども、それと幼稚園と保育所の建て替えの関係について考えていることがあれば答弁してほしいと思います。

それと教育長に、竹内前村長はアンケートをするという答弁をしていましたが、そういう方向性はあるのかどうなのかお尋ねをします。それと、認定こども園にするという方向は決まっているということでしたが、それにすると決めた決め手みたいなものがあれば答えてほしいと思います。

それとプレハブ保育については、答えてくれましたという環境について、保護者に分かるように何らかの形で広報なりお便りでも何でも、もうやってるかもしれませんが、やってもらったらありがたいと思います。そして、やっぱりこのプレハブ問題の、これイメージの問題だと思うんで、もし、仮にもう1回建て替えるような、その建て替えの時期との関係があって、プレハブをもう1回建て替えるようなことがあれば、もうちょっと外観をりぐったようなものにしたほうが、いろんな不安も出てこないかなど。もうちょっと工事の現場にあるようなもんじゃなくて、家に近いようなものにしたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうかと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

松坂議員の再質問に、私のほうからは制度のことになりますが、お答えしたいと思います。ちょっと役割の部分に触れましたので、現行の健康保険法というのがありまして、こちらのほうに介護のことがちょっと触られています。この中で、保険の被保険者の給付の支給に関しては、同一の疾病または負傷について介護保険の規定がある場合は、介護保険の規定により、それらに相当する給付を受けることができる場合には、保険給付はちょっと行わないという大きな法の中でこういうように示されています。

そして、リハビリの中には介護のリハビリを納得されていないという方がおるということですが、これにつきましては、役割的には、急性期・回復期の改善に係る分は医療保険が見ましょと、維持期と改善期につきましては、それについては主に介護保険が担いましょというような役割になっていますので、単に維持期だけじゃなくて、改善も含めたものもリハビリの中には含まれているということになります。

そして、介護認定を外せば、医療が受けられるというようなことですが、これには四つ規定がありまして、介護保険の適応になる場合ですが、維持期のリハビリを行っていること、それと脳血管疾患または運動器のリハビリをしていること、それと通院をしていること、それと介護保険の認定を受けている者、この四つを満たす者が介護保険への移行になると。単に介護保険の認定を受けちゃうだけであるというのではなくて、それまでにはこういう四つの要件があって、それぞれに見合うものについては、介護に、医療に相当する介護のサービスがあるので、そちらのほうを優先して受けてくださいというような制度上は流れになっていますので、こちらのほうも医療を受けたい方については、説明が必要なのかなというように思います。私のほうからは以上です。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員から再質問をいただきました。私のほうは、特に厚労省の制度だからといって、はなから容認をするようなスタンスは取ってございません。世の中には、パーフェクトというものがないと思っておりますので、どのようなものでも非の打ちどころのないというようなものはなく、やはり問題点、改善点、また、さらに良くしていく点、そうしたものは必ずあるものだというふうには思っております。先ほど答弁させていただきましたけれども、いわゆる急性期とか回復期それがまず医療で、だんだんと安定的な安定飛行と言いますか、維持期とか生活期になってくると介護リハが担うものだという基本的な住み分けなんだろうというふうには思いますけれど、私も先ほど答弁してもらいましたが、例えば医師によりまして、その機能予後の見通し、個人がいわゆる介護リハに移っておっても、やはり急性期のように回復の見込みがまだまだあるのではないかというようなことにつきましては、医師の判断があれば医療リハを受けることができるというような仕組みがちゃんと用意されているというふうなことでございますが、そのところがご本人がじっくりこないだとか、やはり説明不足もあろうかと思えます。その辺のところ、個々個別のケー

スでやっぱり出てくるんだろうなというふうに思いますので、そのところは、まずはよくよくご事情をお聞かせさせていただきたいというふうに思います。そこは担当課のほうにもご相談もいただきたいというふうに考えております。そして、一般論としまして、どのような制度が適用された場合におきましても、それぞれの個人に合った、よりきめ細かなサービス内容が求められるのは、これ当然のことだというふうに思いますので、一定制度を決めるに当たっては必ず一定のルール設定というものが当然付いてくるわけでございますから、細部にわたって最終的に制度を運用していけば、当然個人に取りまして、例えば説明不足などによって十分にご理解をいただけない場合であったり、あるいは運用自体が必ずしも十分でない場合なども、実際には出てくる可能性はあるというふうには考えております。これまで、申し上げてまいりましたように制度の運用には、国民負担を含む財源確保や給付を受ける対象者、サービスの内容等を国において十分に議論をしていただくということが、まず前提になるというふうに思いますので、村としまして、村で起こっている先ほど申し上げましたが、事象だけでなく他の自治体で共通した事象がないかどうか、こうしたものも十分に把握をしてみたいと考えております。そして、そうした改善点があるならば、地方から強く声を上げていく必要があるだろうというふうに考えております。また、制度設計上の問題点であるんだというふうなご指摘であるとするならば、ぜひ議員の所属政党におかれまして、国政の場で改善要望等力強く行っていたらというふうに存じております。以上でございます。

それから、保育所の建て替えにつきまして、中学校のことも触れられておりましたけれども、包括した形で先ほどは答弁させていただきましたけれども、中学校につきましても、そして小学校につきましても、近い将来には必ず建て替えなければならないというふうな施設であります。その上で、今後建て替えるのであれば、場所はまだ未定ですけれども、保幼小中の保育・教育内容の連携、こうしたものも考えたいと思いますし、保護者の送迎時がやはり便利であったほうが当然いいわけでございますから、そうしたものを考えますと、これは個人的なまだまだ見解になりますけれども、基本的にはバラバラではなく、近くにまとまっているのが良いのではないかなというふうには考えは持っておりますけれども、引き続き丁寧に研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。これからもよろしく願いいたします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

松坂議員の再質問にお答えいたします。まず、アンケート調査はしているのかというご質問が1点目にあつたと思いますが、直接認定こども園について、建てる・建てないのアンケート調査はしておりません。ただ、子ども子育て支援計画を立てるに当たりまして、その内容の中に、「現在利用している・利用していないに関わらず、お子さんの平日教育・保育の事業として、定期的にご利用したいと考える事業をお答えください」というアンケート部分がありまして、その中には、認定保育所であるとか幼稚園、認定こども園という項目があります。

2点目の認定こども園にもうすでに方向性が決まっているのかというご質問だったかと思いますが、まだ正式には決まっておりますが、現在幼稚園のほうでは、この認定こども園に似たような運営体系を取っております。朝にしまして、保育所と同じように7時半から始まりまして、夕方も18時45分までやっていると、そういうことでございますので、施設が1カ所になりましたら、認定こども園という形で、先ほど村長も言いましたが、保護者の送迎時に2カ所に行かなくてすむという点では望ましいのではないのかなという方向では進んでおります。

3点目のプレハブについてですが、今後広報等でもそれはやっていきたいと考えております。また、プレハブの建て替えにつきましては、更新という形でいくと思いますので、あれが新たなプレハブになるとは思っておりません。そのまま引き続いて、借りる期間が延びたとしまして、そのまま使うというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:16 散会]